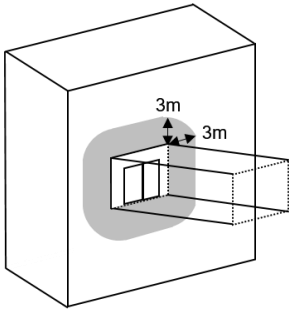
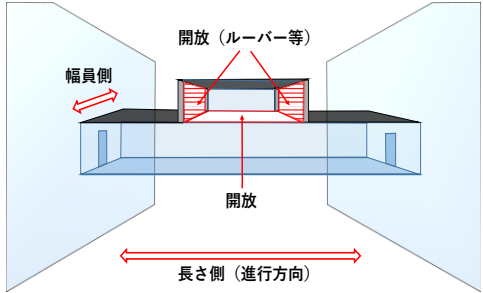
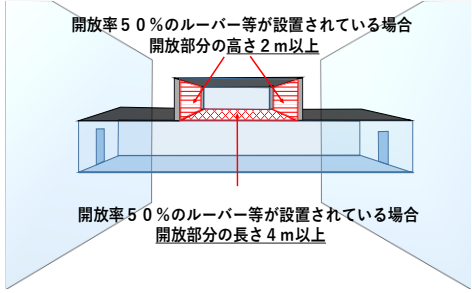


別記

No.	質疑	回答
1	3、(2)、エについて、地下連絡路が接続されている出入口の開口部に設置する特定防火設備として防火シャッター及び防火スクリーンは認められるか。	防火シャッターは認められるが、防火スクリーンは認められない。
2	第4－1表、2、(2)、アの「渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分」は上下左右を示すか。	お見込みのとおり。 接続部から3 m以内の全ての部分である。 
3	第4－1表、2、(2)、ウ、(イ)、aの「その他の部分」には、床の仕上げ材、窓枠、雨どい等を含むか。	床の仕上げ材、窓枠、雨どい等の非構造部材は含まない。 「その他の部分」とは、構造耐力上主要な部分に該当しない建築物の構造体をいい、間柱、小梁等がこれに該当する。
4	第4－1表、2、(2)、ウ、(イ)、c、(a)、①において、「排煙口は、排煙上有効な位置に設けること」とあるが、従前のとおり自然排煙口の位置は天井面から1.5 m以内としてよいのか。	お見込みのとおり。
5	4、(1)、ア、(イ)に関して、開放部分の長さが合計2 m以上であれば、開放部分を分割して設けることは可能か。	認められない。 開放部分は連続して2 m以上であること。特殊な形状のものにあっては主管課に相談すること。
6	4、(1)、ア、(イ)の「幅員の大部分」には数値の目安はあるのか。	数値の目安は設けていない。 原則は幅員の全長が開放されていることを求めるが、構造上必要な柱や枠組等がある場合を想定し、この表現とした。
7	第4－3図のような折り上げ天井とする場合、長さ側（進行方向）と幅	幅員側が開放されていること。ただし、長さ側（進行方向）が幅員側よりも開放

	員側のどちらが開放されていけばよいのか。	されている場合はこの限りでない。 
8	4、(1)、ア、イ、※の開放部分の算定の考え方を例示してほしい。	(例1) 第4-2図のような天井面の開放部分に、開放率50%のルーバーを設ける場合は、開放部分の長さは4m ($= 2\text{m} \div 0.5$) 以上とすること。 (例2) 第4-3図のような折り上げ天井で、開放率50%のルーバーを用いる場合は、高さ2m ($= 1\text{m} \div 0.5$) 以上開放すること。 
9	4、(1)、ア、ウの「渡り廊下等の大部分」には数値の目安はあるのか。	数値の目安は設けていない。 原則は渡り廊下等の全体が「外部の気流が流通する場所」に該当することを求めるが、構造上必要な壁や柱等がある場合を想定し、この表現とした。
10	4、(1)の開放性のある渡り廊下等の接続部分の開口部は防火設備とすることが義務付けられているか。	義務付けられていない。 4、(1)、イ、ウは、法令等で防火設備(防火シャッター)の設置が求められた場合の基準であり、接続部分に防火設備を設置することを義務付けるものではない。本内容については予防事務審査・検査基準(以下「審検」という。)に反映する際に明確となるよう修正する。

11	4、(1)、イ、(カ)について、地階に対する規定がないが、1階同様に6mの範囲とみなしてよいか。	お見込みのとおり。
12	第4-3表、※2のように、他の棟の接統部分まで2.4m以上の離隔距離を確保できている場合は、4、(2)、イ、(エ)によらず、接統部分の扉は建物側から緩衝帯の方向に開くこととしてよいか。	お見込みのとおり。
13	第4-3表の「2時間の耐火性能」及び第4-4表の「1時間の耐火性能」について、ボード系材料も使用可能と考えてよいか。	お見込みのとおり。 平成12年5月30日建設省告示第1399号に記述された耐火構造の構造方法又は国土交通大臣から耐火構造の認定を取得したものが使用可能である。
14	4、(3)の「既存の防火対象物」とは、駅舎及び駅舎と接統する防火対象物のいずれか又はその両方が既存の場合と考えてよいか。	駅舎が既存の防火対象物である場合に限り適用できる。本内容については審検に反映する際に明確となるよう修正する。
15	4、(3)において、新築の駅舎を既存の隣接防火対象物に接統する場合にも適用可能か。	駅舎が新築の場合には適用できない。
16	4、(3)における「構造上困難な場合」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。	駅舎が既存の防火対象物であるため、防火区画の形成等構造の変更が困難である場合を想定している。
17	4、(3)、ア、(ア)について、「迅速に駅舎の防災センター等で覚知できる場合」の例を示してほしい。	駅舎の防災センター等への火災信号の移報や相互の防災センター等間の連絡体制の確保を図ることができる場合である。
18	第4-1表～第4-5表に掲げるスプリンクラー設備については、政令第15条に定める技術上の基準に従い設置する泡消火設備により代替してよいか。	第4-3表～第4-5表は代替することができる。 第4-1表、第4-2表は告示第7号第3において閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備に限定されているため、泡消火設備等での代替はできない。 なお、渡り廊下等が車路で、泡消火設

		備で警戒する場合は、４、(2)の開放性のない渡り廊下の基準で検討されたい。
19	第４－５表について、物販等は駅舎に存するものか。また、飲食店等は物販等に含まれるか。	前段、後段ともにお見込みのとおり。 第４－５表の「物販等」は、第４－４表、※３と同義である。本内容については審検に反映する際に明確となるよう追記する。
20	５、(3)において、自動販売機は「その他これらに類するもの」に含まれるか。	含まれない。 昇降機、部分的なデジタルサイネージ、自動改札機等の施設運営上やむを得ないもののみ設置を認めるものである。具体的な事例で疑義が生じた場合は主管課と協議すること。
21	１、(3)の渡り廊下等に公共用通路が含まれているが、今回の改正に伴い、５、(5)において、公共用通路にも消防用設備等を設置しなければならないのか。	公共用通路を介して接続しているものは、従前と同様に消防用設備等の設置を要しない。本内容については審検に反映する際に明確となるよう追記する。
22	５、(6)において、既存防火対象物の取扱いについて「昭和５０年３月３１日現に接続されているものに限る。」と規定されているため、昭和５０年４月１日から令和７年３月２３日まで接続された既存防火対象物の取扱いは規定されていないと考えてよいのか。	昭和５０年４月１日から令和７年３月２３日までに接続された既存防火対象物で、その間において従前の別棟基準を適用しているものは、従前どおりの取扱いで差し支えない。
23	本基準の運用開始日前に消防同意を行った新築防火対象物の工事着手日が運用開始日以降の場合は、新基準が適用されるのか。また、既に事前相談で指導を行っている場合についても新基準を適用しなければならないのか。	前段、審検Ⅰ、第１章、３、(1)に規定する工事中の防火対象物として取り扱って差し支えない。 後段、従前の基準を適用することで差し支えないが、その経過を同意調査書に記載しておくこと。
24	従前の審検Ⅰ、第２章、第１節、第４、３、(2)の内容が記載されていないが、今後、地下コンコースや公共用地	本改正後は４、(2)の開放性のない渡り廊下の基準を適用すること。

	下道はどのように取り扱えばよいか。	
25	別敷地の建築物が道路の上空に設ける渡り廊下等で接続している場合であっても、本基準を適用してよいか。	適用してよい。